

償還猶予（返済開始時期を遅らせる）の手続きについて

次のいずれかに該当する場合、返済開始時期を1年遅らせる「償還猶予」の申請をすることができます。(猶予の可否は審査の結果に基づきます)

「償還猶予」の申請を希望する場合は、下記のお問い合わせ先までお電話にてご連絡ください。「償還猶予」の申請に必要な書類を本会からお送りします。

【償還猶予の申請ができる条件】

(1)	あなた(借りた人)が地震や火災等に被災した場合(令和2年3月以降)
(2)	あなた(借りた人)が病気療養中の場合
(3)	あなた(借りた人)が失業または離職中の場合
(4)	あなた(借りた人)が奨学金や事業者向けのローン(住宅ローンを除く)など、他の借入金の償還猶予を受けている場合

(1)～(4)に該当しない方で、

(5)	<p>あなた(借りた人)やあなたの世帯員が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入減少や不安定就労によって生活が安定しない (世帯の直近3か月の収入が住民税非課税相当であること) ・DV等の被害を受けて避難している など <p>やむを得ない事由により、償還が難しい場合には<u>自立相談支援機関への相談が必要</u>となります。 (自立相談支援機関の支援を受けることに同意いただけない場合は(5)での申請はできません)</p>
-----	--

<お問い合わせ先>

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 生活支援室
〒960-8041 福島県福島市大町5-6 日本生命福島ビル3階
TEL 024-523-1250 (平日9:00~17:00)

裏面もご確認ください